

要 旨 紹 介

本報告書を利用するに当たっての参考に、次のとおり、その要旨を紹介する。

1 調査の目的と方法

(1) 調査の目的

保護司の活動実態と意識のうち、①保護観察処遇（対象者との面接の状況及び処遇困難な対象者への対応）に関すること、②地域社会とのつながりに関すること、③犯罪被害者に関すること、④新任保護司の確保に関するこの4点について重点的に調査・分析を行い、保護司の現状の一端を明らかにするとともに、調査結果を今後の保護司制度の充実発展に係る議論・検討に役立てることを目的とした。

(2) 調査の方法

まず保護司の活動状況や直面している具体的な問題等を探るための面接調査（第1調査）を行い、これを踏まえて、無記名による質問紙調査（第2調査）を実施した。

ア 面接調査（第1調査）

平成16年2月下旬から3月中旬にかけて、調査担当者が全国の保護観察所19庁に赴き、合計82人の保護司に対し、個別の面接調査（聞き取り調査）を行った。

イ 質問紙調査（第2調査）

面接調査の結果を参考に、質問紙調査のための調査票を確定させ、平成16年4月下旬に、全国の保護司から無作為抽出した3,000人に対し、郵送による調査を行った。提出期限は同年5月10日であり、回答者の数は2,260人（回答率75.3%）であった。

2 調査の結果

(1) 単純集計及びクロス集計の結果

ア 保護観察処遇における面接の状況

(ア) 対象者との面接につき、調査対象保護司の約8割は、自宅に対象者の「来訪」を受けるを中心として行っており、「来訪」と「往訪」を同じくらい行うとする者は17.4%、「往訪」を中心に行うとする者は3.4%であった。対象者の「来訪」による面接が広く行われていることが分かる。

(イ) 「来訪」による面接の長所として、「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」ことを挙げる者が多い。他方、「来訪」が「保護司の家族の負担となる」という短所を挙げる者も1割以上いる。

(ウ) また、「来訪」については、マンション・アパートなど集合性の高い建物に居住する者には、「自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない」、「ゆっくりと落ち着いて面接できない」（「ゆっくりと落ち着いて面接できる」と思わない）とする比率が比較的高く、住居形態の影響がうかがわれる。

(エ) 「往訪」による面接の長所として、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「対象者の家族から話をよく聞くことができる」、「対象者の周囲の環境が分かる」など、対象者の実態把握の面での長所を挙げる者が多い。しかし、「ゆっくりと落ち着いて面接できない」（「ゆっくりと落ち着いて面接できる」と思わない）、「対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる」、「対象者宅に適当な面接場所がない」、「保護観察が近隣に知

られてしまう」などの短所を指摘する者の比率も比較的高い。保護司が、「来訪」と「往訪」の長短所を踏まえた上で、「来訪」面接を中心としていることがうかがえる。

- (オ) 面接の曜日は、平日、土・日・祝日を問わず、対象者と話し合って決めるか、対象者の都合を優先して決めるとする者が大部分である。また、面接を行うことの多い時間帯は、半数以上の者が「午後6時～午後9時台」の夕方から夜にかけてである。
- (カ) 対象者との接触や連絡に、自動車、携帯電話を活用している保護司は、それぞれ約5割に及んでいる。
- (キ) 調査対象保護司には、面接に際して、「対象者の話をよく聴く」、「和やかな雰囲気を作る」、「対象者の良い点をほめる」などの点を心掛けている者が多い。保護司が、対象者の受容と対象者への共感を重視する面接態度をとっていることがうかがわれる。

イ 処遇困難な対象者への対応

- (ア) 保護観察において、対象者の困った行動として、「約束しても来訪しない」、「連絡がとれない」、「約束して往訪しても不在である」など、対象者と接触できないことを経験している保護司が多い。また、対象者が「面接中に話をしたがらない（反応が少ない。会話が続かない。）」という経験のある者も約3分の1おり、対象者（特に少年と思われる。）とコミュニケーションを図るのに苦労している姿もうかがわれる。これまで、対象者の困った行動を特に経験したことがないという者は、約15%にすぎない。
- (イ) 少年の対象者を担当した場合に、対象者の親の困った行動として、「対象者に注意や指導ができない、その言いなりになっている」、「対象者の行動に無関心である」、「対象者の問題行動を他人のせいにする」などを経験している者が多く、保護司が、対象者の親の態度に問題を感じていることがうかがわれる。
- (ウ) 処遇困難とされる14類型の対象者の事件担当経験を見ると、5割の保護司が覚せい剤事犯対象者の担当経験があり、暴走族対象者、無職等対象者、シンナー等乱用対象者についても4割以上の者が担当経験を有している。
- (エ) これらの類型の対象者を担当した際に保護司がとった対応方法の主なものは、面接・調整の繰り返し及び保護観察官との協議であるが、校内暴力対象者、中学生対象者、精神障害等対象者のように、関係機関の協力を求めることが多い類型もあった。
- (オ) その結果、処遇の効果が得られたとする者は、なかつたとする者よりも多い。

ウ 地域とのつながり

- (ア) 調査対象保護司は、現居住地域に長く居住している者がほとんどである（平均居住年数は約46年）。
- (イ) 9割以上の者が、町内会役員、PTA役員、社会福祉協議会役員、少年補導員、更生保護女性会員、消防団員、民生・児童委員、少年指導委員など、保護司以外のボランティア活動等を経験していた。
- (ウ) 約半数の者は、対象者やその家族との面識があったケースを担当したことがあるとしている。また、人口規模の小さい地域に居住している者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、以前から面識があったケースの担当経験を有している。
- (エ) 約半数の保護司は、対象者に地域内の情報を提供し、また、知り合いの雇用主に対象者の就職を依頼するなどの地域性をいかした処遇を行っている。
- (オ) 多くの保護司が、関係機関・団体との連携を図っている。特に連携が活発なのは、中学校、地

方自治体の福祉部門、交番を含む警察署であり、一層連携を深めるべきものとして、学校などの教育機関・団体を挙げる者が多い。

(カ) 地域から期待されている保護司の役割として、「犯罪者や非行少年を更生させること」、「犯罪予防活動を行うこと」を挙げる者は、共に7割以上であるが、「青少年の育成に努めること」を挙げる者が約半数、「地域の人々の相談に乗ること」を挙げる者も約3分の1に達しており、保護司が地域からの様々な期待を感じていることが分かる。ただし、面接調査では、保護司の役割が地域に知られていないので、保護司への期待は小さいのではないかという意見も相当数あった。

エ 犯罪被害者に関すること

(ア) 仮釈放審査や恩赦上申検討に当たっての被害者等調査を担当した経験のある保護司は14.4%（約7人に1人）で、多くはないが、調査経験のある保護司は、調査時に被害者等から様々な対応や要望を受けている。特に、殺人・傷害致死事件の遺族から厳しい対応を受けた経験のある者が多い。

(イ) 処遇に当たっては、相当数の保護司が、被害者等の立場になって考えることや被害者等への謝罪を促すなど、被害者等を視野に入れた対象者への指導・援助を行っている。また、大部分の保護司が、その必要性を認識している。ただし、対象者が被害者等のもとへ謝罪に出向く際に保護司が同行する必要性については意見が分かれた。面接調査では、今後更に被害者等の視点を取り入れた処遇をするためには、被害者等の状況に関する情報が欲しいとの意見があった。

(ウ) 調査対象保護司の半数以上が、一般人からの犯罪被害等の相談を受けたことがあるとしている。相談内容は、犯罪被害を始め、騒音、落書き等の地域内の迷惑行為、学校における暴力やいじめなど、「よろず相談所的に相談がある」ほど多岐に及んでいる。また、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、様々な相談を受けた経験を有していた。

オ 新任保護司の確保に関すること

(ア) 保護司となったきっかけは、先輩保護司に勧められた者が約7割で、市町村又は関係団体から推薦された者が3割弱であり、自ら希望して保護司となった者は1%にも満たない。

(イ) 保護司になった時の気持ちとしては、「少しでも社会の役に立ちたい」、「少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい」という社会貢献の意識を挙げた者が、それぞれ約8割であり、「自分自身が成長したい」という意識を挙げた者も半数弱に及ぶ。それと同時に、「務まるだろうかと、心配である」という気持ちを抱いた者が約7割、「犯罪者や非行少年と接しなければならないことに、怖さを感じる」、「自分の家族の協力が得られるだろうかと、心配である」とした者も、それぞれ2割前後いる。

(ウ) 保護司を務める上で重要な要素として、「秘密保持」を挙げる者が最も多く、次いで、「健康（活動力）」、「熱意」、「社会的信望」、「時間的余裕」を挙げる者が多い。これに対して、「専門的知識」、「経済的余裕」、「協調性」、「地域への精通」を挙げる者は比較的少なかった。

(エ) 多くの調査対象保護司は、保護司を続けてきて、「保護司活動を通じて人の輪が広がっている」、「対象者の更生に役立っている」、「社会の役に立っている」という充実感を感じている。また、「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」とも感じている。その一方で、相当数の者が、「保護観察がうまくいかず、難しい」、「時間的負担が大きすぎる」、「精神的負担が大きすぎる」と、負担を感じている。

(オ) 新しく保護司になってもらうため、又は保護司を続けてもらうために大切だと考える方策については、「保護観察官による処遇指導の充実」、「研修の充実」、「保護司同士による処遇協議・情報

交換の充実」など、処遇活動を充実させるための方策が大切であるとする者が多い。また、「保護司の社会的評価の向上」を大切であるとする者も多かった。「実費弁償金の充実」や「時間的負担の軽減」を大切であるとする者も、それぞれ約6割に上った。

- (カ) 保護観察がうまくいかず難しいと感じている保護司の方が、そうでない保護司よりも、時間的負担の軽減を望んでいる。また、時間的負担・精神的負担・経済的負担を感じている保護司の方が、そうでない保護司よりも、実費弁償金の充実と時間的負担の軽減を共に望んでいる。
- (キ) 保護司への就任を他人に依頼して断られた経験がある者は、約3分の1であった。断られた理由としては、忙しく時間的余裕がない、犯罪者や非行少年に対する指導・援助に自信がない、家族の理解が得られない、犯罪者や非行少年の来訪が負担であるを挙げた者が多い。また、人口規模が大きい地域ほど、新任保護司の確保が難しいことがうかがわれる。
- (ク) 新任保護司確保のための効果的方法については、「各保護司が個人的なつながりを生かす」、「保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらう」、「自治体（市町村）に働き掛けを行う」の順で多かった。

(2) 多変量解析の結果

- ア 面接形態については、「来訪」を中心とする保護司において、来訪についての「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」、「(保護司宅で)ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方や、往訪についての「対象者が嫌がる」、「対象者の家族が嫌がる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。一方、「往訪」を活用した他の面接形態を中心とする保護司においては、「自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない」、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「保護司の熱意を示すことができる」、「(対象者宅で)ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。
- イ 対象者類型別に、保護観察処遇上の対応方法とその効果を見ると、例えば、「問題飲酒」類型では、「保護観察官と協議を重ねた」が効果的であったとするものが、「暴力団関係」類型及び「性犯罪等」類型では、「関係機関の協力を求めた」が効果的であったとするものが、それぞれ統計的に有意な関連を示した。
- ウ 保護司が地域から感じている役割期待と、保護司のボランティア等の経験や属性などの予測変数との関連を見たところ、例えば、犯罪者や非行少年を更生させるという役割期待には、年齢や少年指導委員経験が有意な予測変数として認められるなど、期待されると感じている役割の種類により、有意な予測変数の組合せが異なることが分かる。
- エ 保護司を続けてきて感じることについての主成分分析からは、第1成分（困惑・負担感）、第2成分（自己充実感）、第3成分（社会的有効感）の三つの成分が抽出された。この各成分と、「他の人に保護司になってくれるよう依頼して断られたことがあるか」との関係を見たところ、「依頼して断られたことがない」回答者群において、困惑・負担感の程度が相対的に低いとともに、自己充実感、社会的有効感の程度が共に高いことがうかがわれた。

研究部長

本 多 英 明